租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした			汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度(譲渡所得の課
'	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称			
	[E][[[]][[]][[][[]][[]][[]][[][][[]][[]			税の特例)(国税2)(地方税1)(所得税:外)(法人税:義)(個人住
				民税:外)(法人住民税:義)(法人事業税:義)
2	要望の内	容		平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発
				電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する
				特別措置法(平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。)に基づき国が設
				置する汚染廃棄物等の処理施設について、譲渡所得の特例措置の適用を受
				ける際の簡易証明書制度(公共事業施行者が証明することで足りるとする制
				度)の対象に追加する。
3	担当部局	3		環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室
				環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
4	評価実施	時	 期	平成24年8月
5	 租税特別措置等の創設			
3	年度及び改正経緯			
6	適用又は延長期間			恒久措置
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 はに其づく吟み等の世界等によって生じる吟まも練等を保管する中間貯蔵策
	等		及びその 根拠	法に基づく除染等の措置等によって生じる除去土壌等を保管する中間貯蔵施 設、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の最終処分場等を整備する
			112 122	は、事成田不成別に物質により乃来された廃棄物の最終地力場守を歪幅する ことで、除染の迅速化、市町村が設置する仮置場の環境整備、汚染廃棄物等
				の迅速な処理を図り、これにより、住民が受ける放射線の影響を低減化する。
				TO THE STATE OF TH
				《政策目的の根拠》
				〇法に基づく基本方針(平成23年11月11日)
				6. その他事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する重要事項
				(1)汚染廃棄物等の処理のために必要な施設の整備等
				「中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国
				が責任を持って行うものとする。」
				│ │○福島復興再生基本方針(平成24年7月13日)
				第3部 福島全域の復興及び再生
				第3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのでき
				る生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本
				的な事項
				2 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのでき
				る生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基
				本的な事項 (4)除染等の措置等の迅速かつ確実な実施等
				「除染等の措置等の迅速がり確実な実施等」
				中間貯蔵施設の在り方について、国として責任を持って、福島県及び
				県内市町村と誠実な協議を行うとともに、中間貯蔵開始後30年以内
				に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。」

				〇指定廃棄物の今後の処理の方針(平成24年3月30日)
				2. 基本的な処理の方針 「既存の最終処分場による処分が実施できず、最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、最終処分場の立地のための用地を確保しやすくする観点から、…国は、最終処分場を都道府県内に集約して設置することとする。」
		2	政策体系 における 政策目的 の位置付 け	放射性物質による環境の汚染への対処 ・放射性物質により汚染された廃棄物の処理 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》中間貯蔵施設等の整備に向けた用地取得
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》中間貯蔵施設等の用地の面積
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》中間貯蔵施設等については円滑な用地交渉によりその整備を推進する必要があるところ、本措置により用地交渉を円滑化することが可能であることから、本特例措置は非常に有効な手段であると考えられる。
8	有效性	1	適用数等	_
		2	減収額	なし
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度) 本措置の適用によって、中間貯蔵施設等の迅速な整備を行うことにより、除染 の迅速化等が図られ、よって、住民が受ける放射線の影響の低減が図られる。
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度) 年度) 本措置の適用によって、中間貯蔵施設等の用地交渉を円滑化が図られること が可能であり、非常に有効な手段である。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成25年度) 本特例措置が新設されなかった場合、用地交渉を円滑化することができず、中間貯蔵施設等の整備に支障が生じる。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度) 本特例措置は、税収減を伴わない措置である。
9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	中間貯蔵施設等は、地域の関係者等との調整を経て、計画的かつ確実に整備される必要があり、簡易証明書制度の適用により円滑な用地交渉を推進していくことは、中間貯蔵施設等の設置を達成するための政策手段として的確であると考えられる。

		2	他の支援	平成24年度予算等で、中間貯蔵施設等の設置に向け、必要な財政的措置を
			措置や義 務付け等	講じているところ。
			おりいきとの役割	
			分担	
		3	地方公共	本特例措置は、税収減を伴わない措置であり、地方税収の減少も伴わない。
			団体が協	
			力する相	
			当性	
10	有識者の見解			
11	前回の事前評価又は事			_
	後評価の実施時期			